

落札者決定基準

工 事 名：広陵中央公民館整備事業

工 事 場 所：広陵町大字笠ほか 地内

■落札者決定基準

広陵町

技術提案書

(注1)

分類		評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準		配点			
技術提案に係る項目									
建築設計業者	建築設計業者	設計業務に関する項目(注7)	供用開始時期を住民に広く示す事業で、建築設計業者と建築工事業者との情報共有による設計成果の品質向上が重要であることから、図面照査をおこなう上での具体的な工夫を提案・実施する。	a. 設計管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が 見られる。 b. 設計管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が 見られる。 c. 設計管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない。	4点/1提案 2点/1提案 0点	Max 4	小計 16点 満点		
		社会的要請の対応に関する項目①(注7)	グリーンバースにおいて、本工事は、1～3階の施設を使用しながらの施工となることから、施工時における館内への環境負荷(騒音)を軽減するための具体的な工夫を提案・実施する。ただし、作業時間に関する提案は除く。	a. 施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が 見られる。 b. 施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が 見られる。 c. 施工管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない。	4点/1提案 2点/1提案 0点			Max 4	
		社会的要請の対応に関する項目②(注7)	21時までの貸館施設であるグリーンバースにおいて、仮設足場設置時の施設出入り口付近の施設利用者の通行に対する安全管理(別紙「提案対策箇所図1」)について具体的な工夫を提案・実施する。ただし、交通誘導員に関する提案を除く。	a. 安全管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が 見られる。 b. 安全管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が 見られる。 c. 安全管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない。	4点/1提案 2点/1提案 0点				Max 4
		社会的要請の対応に関する項目③(注7)	はしお元資村において、本工事は、施設を使用しながらの施工となることから、資材搬入等施工時における施設利用者の安全管理(別紙「提案対策箇所図2」)に関する提案に限る。)の具体的な工夫を提案・実施する。ただし、交通誘導員に関する提案を除く。	a. 安全管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が 見られる。 b. 安全管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が 見られる。 c. 安全管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない。	4点/1提案 2点/1提案 0点				
配置予定技術者に係る項目(注11)									
建築設計業者	建築設計業者	技術者の資格等	構造設計	担当主任技術者資格を次のとおり評価する。(注12)	a. 構造設計一級建築士 b. 一級建築士 c. 上記a、bに該当しない	1点 0.5点 0点	小計 3点 満点		
			電気設備設計	担当主任技術者資格を次のとおり評価する。(注12)	a. 設備設計一級建築士 b. 一級建築士 c. 一級電気工事施工管理技士 d. 上記a、b、cに該当しない	1点 0.8点 0.3点 0点			
		建築工事業者	配置予定技術者の実績(注6)(注10)	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての施工経験(注2)(注6)(注8)(注10) 同種工事:庁舎又は住民利用施設(教育、福祉、産業振興、観光等住民の用に供する施設)の建築物の新築、増築又は改築工事(当該建築工事に係る延べ面積が1,000㎡以上)	a. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む。)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、奈良県又は広陵町が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある。 b. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む。)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県又は広陵町を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある。 c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、奈良県又は広陵町を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある。 d. 上記a、b、cに該当しない。	1点 0.5点 0.5点 0点			
企業に係る項目									
建築設計業者	建築設計業者	業務経験	企業の元請実績(注11)	平成28年4月1日以降、本業務の公告日までに完了した、同種業務の元請実績を次のとおり評価する。 同種業務:庁舎又は住民利用施設(教育、福祉、産業振興、観光等住民の用に供する施設)の建築物にかかる新築、増築又は改築工事(当該建築工事に係る延べ面積が1,000㎡以上)の設計業務	a. 県内の国又は地方公共団体が発注した同種業務の実績がある。 b. 県外の国又は地方公共団体が発注した同種業務の実績がある。 c. 民間が発注した同種業務の実績がある。 d. 上記a、b、cに該当しない。	1点 0.6点 0.3点 0点	小計 3点 満点		
		専門技術力	組織力(注11)	各(建築総合、構造、電気設備設計)担当主任技術者の組織力を次のとおり評価する。(注13)(注14)	a. 3者と雇用関係がある。 b. 2者と雇用関係がある。 c. 1者と雇用関係がある。 d. 上記a、b、cに該当しない。	1点 0.6点 0.3点 0点			

建築 工 事 業 者	企業 の 施 工 実 績	表彰	過去3年間における国土交通省近畿地方整備局 (港湾空港関係を除く)又は奈良県県土マネジメン ト部発注の「建築工事等」に対する表彰 (注2)(注4)	a. 国土交通省近畿地方整備局の表彰 ○下記の局長表彰を受けている。 ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ・優良工事等施工者(技術開発)表彰 ・優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・優良工事等施工者(工事環境向上)表彰 ○下記の特別優秀の表彰を受けている。 ・コンクリート構造物品質コンテストの表彰	0.4点/1表彰	左記得点 の合計点 Max 1.0	小計 8点 満点
				b. 奈良県県土マネジメント部の表彰 ○下記の地域デザイン推進局長表彰を受けている。 ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰			
				c. 国土交通省近畿地方整備局の表彰 ○下記の事務所長表彰を受けている。 ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ○下記の優秀又は入賞の表彰を受けている。 ・コンクリート構造物品質コンテストの表彰	0.2点/1表彰		
				d. 奈良県県土マネジメント部の表彰 ○下記の県土マネジメント部の課(室)長・所長表彰(発注機関の長によ る表彰)を受けている。 ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰			
				e. 上記a、b、c、dに該当しない。	0		
	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得	a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署が「S O9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している。	1点				
		b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署が「S O9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している。	0.5点				
		c. 上記a、bに該当しない。	0点				
	地域精進度	本店の所在地	a. 広陵町に本店がある。	2点			
			b. 奈良県に本店がある。	1点			
			c. 上記a、bに該当しない。	0			
		過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工 事を含む)として完成・引渡が完了した建築一式工 事の地域内工事の実績 (注2)(注3)(注4)	a. 国、奈良県又は広陵町発注工事で、広陵町内の工事実績がある。	1点			
			b. 国又は奈良県の発注工事で、奈良県内(広陵町内を除く。)の工事実績 がある。	0.5点			
	c. 上記a、bに該当しない。		0点				
	社会・地域貢献	災害協定の締結	a. 工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、奈良県又は 広陵町と、災害協定を締結していることが確認できる。	1点			
			b. 上記aに該当しない。	0点			
加算点合計(注9)						27点満点	

- (注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名を含む。)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む。)、提案を求めている事項が一つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入札参加を認めない。
- (注2) 表彰における過去3年間とは、令和5年4月1日から令和8年3月31日までに受けた表彰に限るものとする。なお、一年度当たり一表彰を限度として加点し、配点をを超えることはできない。配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成23年4月1日から本工事の公告日までとする。
- (注3) 「配点」について、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 建築工事等とは、建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」を含むものとする。
- (注5) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限る。ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
- (注6) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条及び同施行令第1条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る。))。 「公共法人」とは、法人税法第2条第5号に規定する別表第1に掲げる法人とする。
- (注7) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注8) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注9) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。
- (注10) 専任特例1号の場合の監理技術者:建設業法第26条第3項ただし書にある特例のうち、第1号による特例の適用を受けた監理技術者をいう。 専任特例2号の場合の監理技術者:建設業法第26条第3項ただし書にある特例のうち、第2号による特例の適用を受けた監理技術者をいう。
- (注11) 配置予定技術者の資格・企業の元請実績、「組織力」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は加点しない。
- (注12) 複数の資格を保有している場合は、資格毎に評価はせず最も高い評価となる資格を採用する。
- (注13) 雇用関係とは、技術提案書の提出の締切日以前に3箇月以上の雇用関係があることとする。
- (注14) 管理技術者が建築総合担当主任技術者と兼務する場合は評価しない。